

○豊橋市廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例

昭和39年4月1日
条例第30号

豊橋市廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例

(題名改正〔昭和55年条例22号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔昭和55年条例22号〕)

(設置)

第2条 市内から排出されるごみ等を衛生的に処理し、生活環境の向上を図るため、次のとおり処理施設を置く。

名称	位置
豊橋市資源化センター	豊橋市豊栄町字西530番地

(全部改正〔昭和55年条例22号〕、一部改正〔昭和56年条例14号〕)

(事業)

第3条 処理施設は、廃棄物の処理を行う。

(全部改正〔昭和55年条例22号〕)

(使用許可)

第4条 処理施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(一部改正〔昭和55年条例22号〕)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、処理施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔昭和55年条例22号〕)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第22号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第14号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。